

利用上の注意

この統計表は「2023年経済構造実態調査製造業事業所調査」(以下「製造業事業所調査」という。)の調査結果のうち、以下のすべてに該当する製造事業所(以下「事業所」という。)について、高崎市が独自に集計したものです。

- ・ 個人経営を除く事業所であること
- ・ 管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・ 製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

調査の概要

1 調査の目的

我が国の全ての産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、5年ごとに実施する「経済センサス-活動調査」の中間年の実態を把握することを目的としています。

2 調査の根拠

統計法(2007年(平成19年)法律第53号)に基づく基幹統計として実施。

3 調査の期日

2023年(令和5年)6月1日

事業所数、従業者数については令和5年6月1日現在、製造品出荷額等などの経理事項については2022年1月～12月の数値です。

利用にあたって

1 製造品出荷額等の経理事項

製造品出荷額等の経理事項については、原則消費税込みで把握していますが、一部の消費税抜きの回答については「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン(平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ)」に基づき、消費税込みに補正した上で集計しています。

<ガイドライン>

https://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf

2 記号及び注記

(1)統計表中「－」は該当数値なし、「0」は四捨五入による単位未満、「△」は数値がマイ

ナスであることを表しています。

「X」は1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であり、3以上の事業所に関する数値であっても、1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所も秘匿としています。

(2)各項目の金額については単位未満を四捨五入しており、比率については小数点以下第2位で四捨五入しているため、積み上げと合計が一致しない場合があります。

(3)製造業事業所調査は、個人経営を除く全ての事業所を集計しており、工業統計調査については、国に属する事業所以外の従業者4人以上の全ての事業所を調査対象として集計しているため、過去の工業統計と単純比較できないことを注意して下さい。

主な用語の解説

1 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいいます。

(1)一定の場所(1区画)を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。

(2)従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

2 従業者

2023年6月1日現在で、当該事業所で働いている人をいいます。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人(受入者)は従業者に含まれます。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人(送出者)、有期雇用者(1か月未満、日々雇用)は含ません。

3 生産額

2022年1月から2022年12月までの1年間における下記算式により算出した額をいいます。

生産額＝製造品出荷額＋加工賃収入額＋(製造品年末在庫額－製造品年初在庫額)＋(半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額)

4 製造品出荷額等

2022年1月から2022年12月までの1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他収入額の合計であり、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額です。

5 製造品出荷額

当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの(原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む。)を、1年間のうちに当該事業所から出荷した場合の工場出荷額をいいます。また、次のものも製造品出荷に含まれます。

ただし、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの(転売品)は含ません。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの(当該事業所において最終製品として使用されたもの)

ウ 委託販売に出したもの(販売済みでないものを含み、年内に返品されたものを除く。)

6 加工賃収入額

1年間のうちに他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。

7 その他収入額

製造品出荷額、加工賃収入額以外で、例えば「転売収入」、「修理料収入」、「冷蔵保管料」及び「自家発電の余剰電力の販売収入」等の収入額をいいます。

8 付加価値額(粗付加価値額)

2022年1月から2022年12月までの1年間における下記算式により算出した額をいいます。

(1)従業者30人以上

付加価値額＝製造品出荷額等＋(製造品年末在庫額－製造品年初在庫額)＋(半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額)－(推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税(*1)＋推計消費税額(*2))－原材料・燃料・電力使用額等－減価償却額

(2)従業者29人以下

粗付加価値額＝製造品出荷額等－（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税（*1）＋推計消費税額（*2））－原材料・燃料・電力使用額等

*1:平成29年工業統計より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものです。

*2:推計消費税額は平成13年工業統計より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除しています。

9 製造品の在庫（従業者30人以上の事業所）

当該事業所の所有に属する製造品のみの在庫です。なお、品目別における製造品在庫には、半製品及び仕掛品の各勘定に属するもの、転売用の商品（他から購入した商品に加工しないでそのまま販売するもの）、特掲されていない「製造工程からでたくず及び廃物」は含ません。

（注）製造業事業所調査における「在庫額」については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」に従って税込み補正処理の対象外になっており、経済センサス-活動調査と同様の扱いとしています。一方、工業統計では連続性の観点から、「在庫額」について従前より他の記入項目同様に税込み補正処理をしています。なお、従来の調査結果は、当時の消費税率であり、現行の税率（10％）と異なることから、時系列比較を行う際は十分な留意が必要です。

10 有形固定資産額（従業者30人以上の事業所）

2022年1月から2022年12月までの1年間における数値であり、帳簿価額によっています。

（1）有形固定資産額の取得額等には、次の区分があります。

ア 土地

イ 有形固定資産（土地を除く）

a 建物、構築物（土木設備、建物附属設備を含む。）

b 機械、装置（附属設備を含む。）

c その他（船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等）

（2）建設仮勘定の増加額及び減少額

建設仮勘定とは建物、構築物、機械、装置、船舶、車両などの有形固定資産を建設するようなときに、完成まで長期間を要する場合、この建設に要した材料費、労務費、経費などを完成するまで一時的に処理する仮勘定で、完成後はそれぞれの資産勘定に振り替えられます。

増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいいます。